連合フォーラム政策勉強会「子ども・子育て支援法等改正法案」

# 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」 に関する連合の考え

2024年3月5日 日本労働組合総連合会



### 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

### 法案の趣旨

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

#### 法案の概要

#### 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### (1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。
- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業(妊婦等包括相談支援事業)を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける(経営情報の継続的な見える化)。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当ト限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

#### (3) 共働き・共育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

#### 2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・ 子育て支援特別会計を創設する。

#### 3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①② (\*) に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、(\*)に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- (\*) を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

#### 施行期日

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

令和6年10月1日 (ただし、1(2)のは公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。)

#### こども未来戦略 < 加速化プラン > に基づく給付等の拡充

#### 1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

◎は支援納付金充当事業

- 児童手当の抜本的拡充(◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]
  - ・所得制限を撤廃
  - ・高校生年代まで延長

+ 支給回数を年6回に

- ・第3子以降は3万円-
- \* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に 経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3 歳未満	3歳~高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額 1 万円
第3子以降	月額 3 万円	

○ 妊婦のための支援給付の創設 (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2 の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 ...

「令和7年4月制度化〕

- 2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充
- 好婦等包括相談支援事業の創設 [命和7年4月]
  - ・様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)の創設
  - ・月一定時間までの枠の中で**時間単位等で柔軟に通園が** (◎) **可能**な仕組み [令和8年4月給付化]
- O 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年 11月分から]

#### 3. 共働き・共育ての推進

- 出生後休業支援給付(育休給付率を手取り10割相当に)
  - ・子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進(◎) 「令和7年4月]
- 育児時短就業給付(時短勤務時の新たな給付)(◎
  - ・ 2 歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた 賃金額の10%を支給 「今和7年4月」 「令和8年10月」
- 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



#### 給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- 支援金制度の創設 ~少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み~
  - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入(8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※)。医療保険料とあ わせて徴収 ※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
  - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
  - ・ 令和6~10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行
- こども・子育て政策の見える化の推進
  - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設(子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

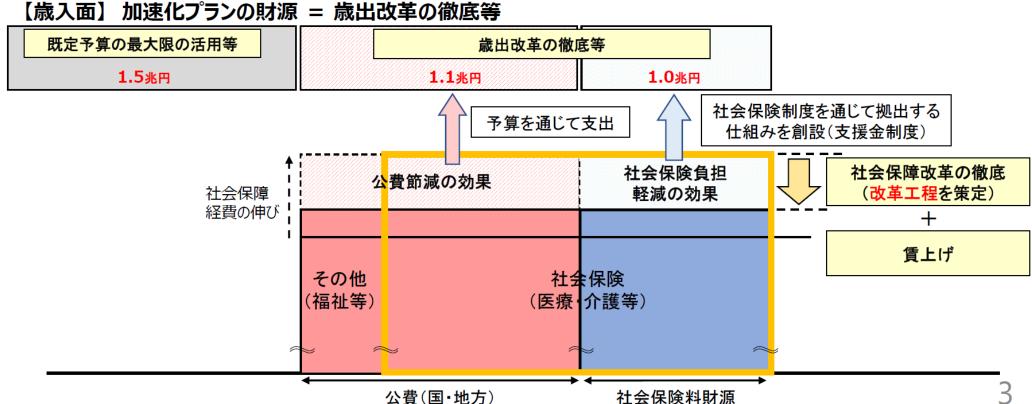
### こども・子育て政策の強化(加速化プラン)の財源の基本骨格(イメージ)(参考資料)

- 既定予算の最大限の活用等を行うほか、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それによって得られる公費節減の効果及び 社会保険負担軽減の効果を活用する。
- 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的 な負担が生じないこととする。

#### 【歳出面】 加速化プラン完了時点 3.6兆円

全てのこども・子育て世帯を 共働き・共育ての推進 経済的支援の強化 対象とする支援の拡充 1.7 兆円 1.3 %円 0.6%円

【歳入面】



# 主な給付や支援について

## 議論し、充実していただきたいこと

- 〇 児童手当の拡充
  - ⇒扶養控除の縮小で実質手取額が減少しないような額を最低限支給すべき。
- 児童扶養手当の第3子以降の加算額引き上げ
  - ⇒一部支給停止(減額措置)の廃止と毎月支給を。
- 子育で応援交付金、妊婦等包括相談支援事業の創設
  - ⇒オンラインによる相談など体制を強化すべき。
- ○こども誰でも通園制度
  - ⇒潜在的待機児童を含む待機児童問題の解消とあわせて、希望するすべての 子どもが利用できるようにすべき。
  - ⇒職員の賃金・労働条件の改善と保育人材確保を。

# 主な給付や支援について(雇用保険関連)

## 議論し、確認や認識共有していただきたいこと

- 〇 出生後休業支援給付制度
  - ⇒14日間の取得で十分と思われないようにすべき。
  - ⇒男女がともに育児を担う重要性や社会全体で共育ての推進を。
- 育児時短就業給付制度
  - ⇒キャリア形成の阻害や労働者間の分断につながらないようにすべき。
- 育児休業等給付勘定の子ども・子育て支援特別会計への移管
  - ⇒従来労政審で扱ってきた事項に関して、労政審で検討する枠組みの維持を。

## 支援金制度の課題点

## 税や財政全体の見直しなどを含め財源確保策を見直すべき

- 給付と負担の関係が不明確であること
  - ⇒給付対象にならない方が保険料負担するのは社会保険と言えるのか。
  - ⇒医療保険料に上乗せする合理的理由がない。
  - ⇒医療保険の被保険者以外は負担が生じない。
- 子ども・子育て支援以外にも使途が広がりかねないこと
  - ⇒集めた財源を都合よく使うことにならないか。
  - ⇒使途が拡大することで財源不足が生じると徴収額も増加する恐れ。
- 拠出する側による意見反映の仕組みがないこと
  - ⇒支援金を徴収し、納付する医療保険者の立場が不明確。
  - ⇒被保険者である労働者などが意見聴取の対象となるのかが不明確。
- 新たな「支援金制度」の前例となる危惧があること
  - ⇒「徴収しやすいところから徴収する」手法の前例になる恐れ。